CISPR 11は全ての周波数帯についてのふく射制限値をまだ完全には定めていないこと。

f)　ITU-RレポートSM.2180に、CISPRで開発されたISM機器の干渉解析法及びふく射制限値が定められていること、また、アナログ無線通信システムを保護するために導き出したふく射制限値は、デジタル無線通信システムを保護しないかもしれないこと。

g)　あるデジタル無線通信システムは、ISM機器からの混信に対し、より敏感な受信機を使用すること。

h)　一部の無線システム、とりわけ低電界強度を使用するものは無線航行その他の安全業務に属するシステムの場合には特に容認できない危険性であるISM機器からのふく射によって生ずる混信を受けるおそれがあること。

i)　混信の危険性をスペクトルの特定部分に制限するために、

－　1947年アトランティックシティ及び1959年ジュネーブ以前の無線通信会議は、無線通信業務がISM機器によって生ずる有害な混信を容認しなければならない一部の周波数帯を指定したこと。

－　WARC-79は、世界的な使用のために新たに指定する周波数帯及びISM機器のために指定する全ての周波数帯外においては、ISM機器からのふく射制限値を定めることを条件として、ISM機器のために指定する周波数帯の数の増加を容認したこと。

j)　デジタル無線通信システムに使用されるデジタル技術の多様性と進歩は、CISPR規格11の継続的な見直しの必要性を示唆すること。

以下を決議し、

無線通信業務が適切に保護されることを確保するために、ISM機器の使用のために無線通信規則において指定する周波数帯域内及び帯域外においてISM機器からのふく射に課す制限値に関する研究が必要であること。

以下をITU-Rに要請し、

1　ISM機器からのふく射制限値をCISPRが必要に応じて見直し更新することができるように、関連するデジタル無線通信システムに関する必要な特性と保護基準を提供すること。

2　デジタル無線通信システムを含む無線通信業務の適切な保護を確保するために、CISPRと協力することによりISM機器の使用のために無線通信規則において指定する周波数帯域内及び帯域外におけるISM機器からのふく射に関する研究を継続し、ISM機器の使用のために無線通信規則において指定する全ての周波数帯内におけるISM機器からのふく射に関する規格CISPR11における制限値をCISPRが定義できるようにするための研究の完了を優先すること。

以下を無線通信局長に指示する。

本決議に対するCISPRの注意を喚起すること。

追　　決議第67（WRC-12）　無線通信規則の更新と再構成

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　無線スペクトルは有限な資源であり、また、周波数の要求には間断のない進化と需要があり、無線通信用アプリケーションが大きく多様化していること。

b)　無線通信規則は、その前文で定められた原則に基礎を置いていること。

c)　APP-92（1992年追加全権委員会議）におけるITU再編以降、無線通信規則を見直し、簡略化し、更新する試みが何回かなされたこと。

d)　過去のWRCの議題の過半は周波数分配に関するもので、現在は第５条とこれに付随する規則に含まれているものであること。

e)　主管庁の要望に応えるべく、規制上の手続は継続的に見直す必要があること。

以下を認め、

a)　他の主管庁に影響を及ぼすことがあってはならないが、業務を導入、運用、保護するという主管庁の権利は、基本原則であるべきこと。

b)　無線通信規則簡略化のための見直しの研究には２研究会期以上要する可能性があること。

以下に留意し、

a)　無線通信規則の目的の１つはスペクトルの効率的な管理と利用にあること。

b)　無線通信規則第Ⅳ巻に参照のため掲載されているITU-R勧告は、題名一覧と相互参照のみになる可能性があること。

以下をITU-Rに要請することを決議し、

1　第１条、第４条、第５条、第６条、第７条、第８条、第９条、第11条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第21条、第22条、第23条、第59条及び定常的に見直しされている部分を適宜除き、無線通信規則の更新、見直し、陳腐化情報の改正及び特定部分の再構成の可能性の研究を開始すること。

2　本決議の規定に基づき、将来の世界無線通信会議の検討に供するよう本研究の結果を提出すること。

以下をITU-R構成員に要請し、

ITU-Rに寄与文書を提出することにより研究に積極的に参加すること。

以下を無線通信局長に指示する。

研究の状況をWRC-15に報告すること。

改　　決議第75（WRC-12、改）　31.8-32.3GHz及び37-38GHzの周波数帯における宇宙研究業務（深宇宙）の受信地球局と固定業務の高密度なアプリケーションの送信局とを調整する際の調整区域を決定するための技術的基礎の開発

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　31.8-32.3GHzの周波数帯は深宇宙運用のための宇宙研究業務のみに、37-38GHzの周波数帯は宇宙研究業務（宇宙から地球）に、また、両周波数帯とも高密度なアプリケーション使用のための固定業務及びその他の業務に一次的基礎で割り当てられていること。

b)　31.8-32.3GHzの周波数帯は、深宇宙作業に対して独自の利点を提供すること。

c)　これらの周波数帯で運用する宇宙研究業務の地球局が、深宇宙からの弱い信号を受信するため非常に利得の高いアンテナ及び非常に雑音レベルの低い増幅器を用いていること。